お知らせ

長期収載品の選定療養について

令和 6 年度診療報酬改定に伴い、長期収載品の選定療養が令和 6 年 10 月 1 日から導入されています。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるにもかかわらず長期収載品（先発医薬品）を希望される場合に、長期収載品と後発医薬品の差額の 4 分の 1 に相当する金額を、選定療養費（特別の料金）として、通常の医療費とは別に患者さんにご負担いただく仕組みです。

■対象となる医薬品

〇外来患者さんの院内・院外処方

〇後発医薬品が市販されて 5 年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率が 50%以上の長期収載品（注射薬剤含む）

■対象外となる場合

〇医師が医療上の必要性があると判断し長期収載品を処方した場合や後発品の提供が困難な場合

〇バイオ医薬品

〇入院の場合（退院時処方を含む）

■負担金額

〇長期収載品の価格と後発医薬品での最高価格との価格差の 4 分の 1（選定療養費には別途消費税も必要となります）

令和 6 年 10 月 1 日

院長

総合南東北病院

担当部署：総務課